**誓　　約　　書**

申請者（法人にあっては、その法人及びその法人の役員）は、旅館業法第３条第２項各号に該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名

庄原市長　　様

※　旅館業法第３条

第３条　旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者

二　第８条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して３年を経過していない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号の一に該当する者があるもの

以下　略